

2026 年 9 月 15 日
日本郵便株式会社

国際郵便サービスの一部変更

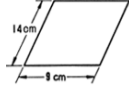
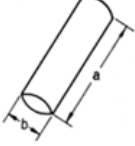
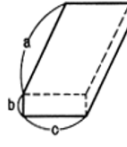
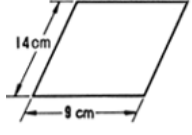
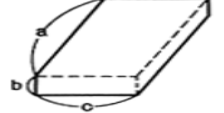
日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 小池 信也）は、総務大臣から国際郵便約款の変更の認可を受けましたので、国際郵便サービスの取り扱いを一部変更します。

ご利用の皆さまには、ご理解を賜りますようお願いいたします。

1 変更するサービス

2027 年 1 月 1 日（金）の万国郵便条約改正に伴い、国際郵便サービスの取り扱いを一部変更します。

(1) 書類を内容とする通常郵便物（書状および印刷物）の大きさおよび重量を、下表のとおり変更します。

	変更前		変更後	
	最小限	最大限	最小限	最大限
大きさ	(1) 巻物体のもの 長さ と直径の 2 倍の 合計 30.4cm、長さ 21cm a (長さ) 21cm a + 2b = 30.4cm  (2) (1) に規定する形 状以外のもの 長さ 14 cm 幅 9 cm 	(1) 巻物体のもの 長さ と直径の 2 倍の合 計 104cm、長さ 90cm a (長さ) 90cm a + 2b = 104cm  (2) (1) に規定する形 状以外のもの 長さ、幅、厚さの合計 90cm、一辺の長さ 60cm a (長さ) 60cm a + b + c = 90cm 	<u>長さ 14 cm</u> <u>幅 9 cm</u> 	<u>長さ 38.1cm、</u> <u>厚さ 3cm</u> <u>幅 30.5cm</u>  a (長さ) 38.1cm b (厚さ) 3cm c (幅) 30.5cm
重量	書状：2kg 以下 印刷物：5kg 以下		<u>1kg 以下</u>	

※ 変更後の最大限の大きさまたは重量を超えるものを通常郵便物で送付する場合、「小形包装物」での差し出しとなります。この場合、国際郵便マイページサービスのご利用が必要です。

なお、小形包装物の大きさおよび重量については、変更はありません。

※ 盲人用郵便物（書類のみ）については、大きさのみ上表のとおり変更します。

※ 書類を内容とする通常郵便物の最小限の大きさは、小包郵便物と同じ基準のため、小包郵便物の最小限の大きさについても、今回の改正と併せて変更します。

(2) 米軍関係郵便物のうち、書留とする小形包装物および受取通知の取り扱いについて 2026 年 12 月 31 日（木）をもって終了します。

2 サービス変更日
2027 年 1 月 1 日(金)

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

0120-5931-55

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

全日 8:00～21:00

ガイダンスが流れますので、「*」のあとに
「1」を選択してください。

おかけ間違いのないようにご注意ください。